





ということなんですが、これは、水準というのが何の水準を指しているのかについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○一見政府参考人 つまびらかに申し上げることは難しうござりますけれども、私ども、アンケート調査などもやつておりますし、それから、地方の運輸局の更に下に運輸支局というのがございまして、そこでは相談窓口を、バスに対するトラックに対しても、タクシーに対しても設けているところです。そこに對しての御希望の数ということで、それほど大きな混乱が生じているというふうには考えていないところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今のお答弁ですと、商業を含めた、海外との物流も含めれば三割減なんですけれども、宅配事業についてはおおむね水準を維持しているということなんですが、私がその業界の方々に話を聞いておりますと、特に国内の物資輸送においてはかなりの努力を業界の方々がされている現状だということがわかつてまいりました。

そして、きょう議題とさせていただいた特殊車両の通行許可制度なんですかとも、御案内の方おり、特殊車両に関しては、とりわけ大量の物資を一遍に運ぶような大型車両あるいは工事用の車両といふものも含まれますけれども、こうした特殊な車両については、通行する際の許可や通行できる時間帯などはかなり制約を受けた状況下にあります。

先ほども申し上げましたけれども、今、感染症の拡大によって本当にいろいろな需要の変化が起きております。輸送業界の方々の繁忙感というのとは今極めて高い状況にあるというのが私の実感であります。その一方で、外出自粛の効果もあって、高速道路や主要幹線道路の通行量というのは、現在、通常よりも三割程度減少しているというようなデータもございます。

そんな中で、国内の物流の円滑化、そして輸送業界の方々の繁忙感の緩和、そしてまた、少し視

点を変えねば働き方改革というのもスタートしております。輸送業界の方々も、今後に向けて、さりげなく教えていただけますでしょうか。

○一見政府参考人 つまびらかに申し上げることは難しうござりますけれども、私ども、アンケート調査などもやつておりますし、それから、地方の運輸局の更に下に運輸支局というのがございまして、そこでは相談窓口を、バスに対するトラックに対しても、タクシーに対しても設けているところです。そこに對しての御希望の数

ということを考へれば、今この新型コロナ対策が進んでる間というのもございますし、通行可能な時間帯の臨時拡大措置というものを今検討すべきタイミングではないかというふうに感じております。

具体的に申し上げれば、今、特殊車両というの

は夜九時から次の日の朝六時までの間で通行する

ことができる、つまり夜間に物を運びなさいとい

うことになりますけれども、今、通勤時間

帯または日中も含めて交通量が減少している状況に

あります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というの

はそれほど多くは減少していないという状況にござります。

安全面に十分配慮する必要はあるにしても、この通行時間帯の臨時の緩和措置というのを検討する必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答えいたします。

一定の重量や寸法を超える特殊車両の通行に当たりまして、橋梁の損傷を避けるためですとか交差点においての対向車との接触を回避するためには、当該特殊車両のみ通行させることを条件にしている区間がござります。このような区間では、他の車両の通行を一時的に妨げることになり、交通に影響を与えますので、交通量の比較的少ない夜間に限つて通行をしてもらうこととしておるところでござります。

今御指摘ありました通行可能な時間帯の拡大でござりますけれども、市街地の交通や通勤の混雑への影響がありますので、一律に拡大することは困難だと考えておりますけれども、引き続き、物流事業者さんの声を丁寧に聞きながら、個々の道

路事情に応じて拡大の可否について検討してまいります。輸送業界の方々も、今後に向けて、さりげなく教えております。

○浅野委員 今の答弁の内容ですと、一律での拡

らなる生産性の向上ですか、輸送のあり方の変化

というものが求められてきている状況にあります。

そういうことを考へれば、今この新型コロナ

対策が進んでる間というのもございますし、通

行可能な時間帯の臨時拡大措置というものを今

検討すべきタイミングではないかというふうに感

じております。

具体的に申し上げれば、今、特殊車両というの

は夜九時から次の日の朝六時までの間で通行する

ことができる、つまり夜間に物を運びなさいとい

うことになりますけれども、今、通勤時間

帯または日中も含めて交通量が減少している状況に

あります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というの

はそれほど多くは減少していないという状況にござります。

安全面に十分配慮する必要はあるにしても、こ

の通行時間帯の臨時の緩和措置というのを検討する必要があるのではないかというふうに思ふんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊車両通行許可申請書類作成要領という書類がござります。この要領の中に、特殊車両の一一番遠い車軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があるんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたたら許可が必要だというような目安となる表がござります。

これは、事務方の方に以前聞きましたら、随分前にこの表が作成されてから、最近、数値 자체の見直しがされていないというふうに伺いました。

ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特殊車両、大型車両といつても、毎年毎年新しい車両が出てきて、やはり車の特性、道路にかかる負担の性質というのが徐々に変わつてきているそう

でございます。

ですから、この表というのがかなり前につくら

れていて、このことを考慮すると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかといふふうに思ふんですけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありました

ように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善をし

てあります。そういう状況を見ながら、今御指

摘のありました通れる車両の基準につきまして

不断に見直しをしていきたいというふうに考へて

おります。

○浅野委員 今の答弁の内容ですと、一律での拡

らなる生産性の向上ですか、輸送のあり方の変化

というものが求められてきている状況にあります。

そういうことを考へれば、今この新型コロナ

対策が進んでる間というのもございますし、通

行可能な時間帯の臨時拡大措置というものを今

検討すべきタイミングではないかというふうに感

じております。

具体的に申し上げれば、今、特殊車両というの

は夜九時から次の日の朝六時までの間で通行する

ことができる、つまり夜間に物を運びなさいとい

うことになりますけれども、今、通勤時間

帯または日中も含めて交通量が減少している状況に

あります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というの

はそれほど多くは減少していないという状況にござります。

安全面に十分配慮する必要はあるにしても、こ

の通行時間帯の臨時の緩和措置というのを検討する必要があるのではないかというふうに思ふんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊

車両通行許可申請書類作成要領という書類がござ

ります。この要領の中に、特殊車両の一一番遠い車

軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があ

るんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたたら許可が必要だというような目安となる表がござります。

これは、事務方の方に以前聞きましたら、随分

前にこの表が作成されてから、最近、数値 자체の見直しがされていないというふうに伺いました。

ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特

殊車両、大型車両といつても、毎年毎年新しい車

両が出てきて、やはり車の特性、道路にかかる負

担の性質というものが徐々に変わつてきているそ

うでございます。

ですから、この表というのがかなり前につくら

れていて、このことを考慮すると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかといふふうに思ふんですけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありました

ように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善をし

てあります。そういう状況を見ながら、今御指

摘のありました通れる車両の基準につきまして

不断に見直しをしていきたいというふうに考へて

おります。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

○浅野委員 今の答弁の内容ですと、一律での拡

らなる生産性の向上ですか、輸送のあり方の変化

というものが求められてきている状況にあります。

そういうことを考へれば、今この新型コロナ

対策が進んでる間というのもございますし、通

行可能な時間帯の臨時拡大措置というものを今

検討すべきタイミングではないかというふうに感

じております。

具体的に申し上げれば、今、特殊車両というの

は夜九時から次の日の朝六時までの間で通行する

ことができる、つまり夜間に物を運びなさいとい

うことになりますけれども、今、通勤時間

帯または日中も含めて交通量が減少している状況に

あります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というの

はそれほど多くは減少していないという状況にござります。

安全面に十分配慮する必要はあるにしても、こ

の通行時間帯の臨時の緩和措置というのを検討する必要があるのではないかというふうに思ふんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊

車両通行許可申請書類作成要領という書類がござ

ります。この要領の中に、特殊車両の一一番遠い車

軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があ

るんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたたら許可が必要だというような目安となる表がござります。

これは、事務方の方に以前聞きましたら、随分

前にこの表が作成されてから、最近、数値 자체の見直しがされていないというふうに伺いました。

ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特

殊車両、大型車両といつても、毎年毎年新しい車

両が出てきて、やはり車の特性、道路にかかる負

担の性質というものが徐々に変わつてきているそ

うでございます。

ですから、この表というのがかなり前につくら

れていて、このことを考慮すると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかといふふうに思ふんですけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありました

ように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善をし

てあります。そういう状況を見ながら、今御指

摘のありました通れる車両の基準につきまして

不断に見直しをしていきたいというふうに考へて

おります。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

○浅野委員 今の答弁の内容ですと、一律での拡

らなる生産性の向上ですか、輸送のあり方の変化

というものが求められてきている状況にあります。

そういうことを考へれば、今この新型コロナ

対策が進んでる間というのもございますし、通

行可能な時間帯の臨時拡大措置というものを今

検討すべきタイミングではないかというふうに感

じております。

具体的に申し上げれば、今、特殊車両というの

は夜九時から次の日の朝六時までの間で通行する

ことができる、つまり夜間に物を運びなさいとい

うことになりますけれども、今、通勤時間

帯または日中も含めて交通量が減少している状況に

あります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というの

はそれほど多くは減少していないという状況にござります。

安全面に十分配慮する必要はあるにしても、こ

の通行時間帯の臨時の緩和措置というのを検討する必要があるのではないかというふうに思ふんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊

車両通行許可申請書類作成要領という書類がござ

ります。この要領の中に、特殊車両の一一番遠い車

軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があ

るんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたたら許可が必要だというような目安となる表がござります。

これは、事務方の方に以前聞きましたら、随分

前にこの表が作成されてから、最近、数値 자체の見直しがされていないというふうに伺いました。

ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特

殊車両、大型車両といつても、毎年毎年新しい車

両が出てきて、やはり車の特性、道路にかかる負

担の性質というものが徐々に変わつてきているそ

うでございます。

ですから、この表というのがかなり前につくら

れていて、このことを考慮すると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかといふふうに思ふんですけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありました

ように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善をし

てあります。そういう状況を見ながら、今御指

摘のありました通れる車両の基準につきまして

不断に見直しをしていきたいというふうに考へて

おります。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

○浅野委員 今の答弁の内容ですと、一律での拡

らなる生産性の向上ですか、輸送のあり方の変化

というものが求められてきている状況にあります。

そういうことを考へれば、今この新型コロナ

対策が進んでる間というのもございますし、通

行可能な時間帯の臨時拡大措置というものを今

検討すべきタイミングではないかというふうに感

じております。

具体的に申し上げれば、今、特殊車両というの

は夜九時から次の日の朝六時までの間で通行する

ことができる、つまり夜間に物を運びなさいとい

うことになりますけれども、今、通勤時間

帯または日中も含めて交通量が減少している状況に

あります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というの

はそれほど多くは減少していないという状況にござります。

安全面に十分配慮する必要はあるにしても、こ

の通行時間帯の臨時の緩和措置というのを検討する必要があるのではないかというふうに思ふんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思いま

す。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊

車両通行許可申請書類作成要領という書類がござ

ります。この要領の中に、特殊車両の一一番遠い車

軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があ

るんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたたら許可が必要だというような目安となる表がござります。

これは、事務方の方に以前聞きましたら、随分

前にこの表が作成されてから、最近、数値 자체の見直しがされていないというふうに伺いました。

ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特

殊車両、大型車両といつても、毎年毎年新しい車

両が出てきて、やはり車の特性、道路にかかる負

担の性質というものが徐々に変わつてきているそ

うでございます。

ですから、この表というのがかなり前につくら

れていて、このことを考慮すると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかといふふうに思ふんですけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありました

ように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善をし

この円滑な早期登録に対してもどのような対策を考えていらっしゃるのか、政府の見解をお伺いたいと思います。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今回導入を予定しております新たな制度におきましては、今御指摘ありましたように、道路構造の情報を電子データ化、あらかじめしておくことで、あらかじめ登録を受けた特殊車両は通行可能な経路をウエブ上で検索をして即時に通行できる、このような制度を考えております。

この制度の効果をより發揮するためには、道路構造の情報のデータを追加、更新を進めて、新しい制度の利用が可能な道路の範囲を広げていくことが重要だと思います。

このため、これまでデータの追加、更新は、国

が一年に一度まとめて行っておりましたけれども、道路の開通などに際して随時行うなど、その更新の頻度を高めて、公共団体と連携して道路の電子データ化の範囲を広げていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 随時という言葉が出ましたけれども、システムは、これまでと違つて、年に一回まとめて登録をして、そのたびに膨大な作業時間がかかるようなものにしていただき、業界の方々の利便性向上にぜひ配慮をいただきたいというふうに思います。

たださたいと思います。

本日の資料の二をごらんいただきたいんですけども、やはり最近、技術の進歩によってドローンの活用というのが輸送業界、そしてまた幅広い業界分野で進んでおります。

ただ、このドローンというのが、安全上いろいろな課題もございまして、個体登録制度というのが今検討されているそうなんですかね。うお侗いしたいのは、登録するときの不正をいかに防ぐかというところであります。

この資料を見ていたら、「登録制度のイ

メージ」というところの下に「オンラインで手続」というところがございます。今回、政府で検討されているのは、基本的にオンラインで完結するよ

うな手続を考えているそなんですけども、ドローンが本当に安全なのか、ちゃんと登録された内容と現物が合っているのか、これはどこかで実際確認をしないといけないんじゃないかというふうに思うんですね。

例えば、自動車などを例に挙げても、実際に登録するときには実車が必要になりますし、やはり今後の、人々が住む地域の安全にもかかわる話ですから、これはオンラインだけではなくて、ちゃんと現物確認をするなどの対策も必要ではないかと思うんですが、その点について政府の見解をお伺いしたいと思います。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

無人航空機の飛行に係る安全確保のため、所有者等を把握し、原因究明や安全確保の措置を講じさせることなどを目的として、無人航空機の登録

制度の創設を盛り込んだ航空法等の改正案を今国会に提出をしてございます。

この無人航空機の登録に当たりましては、申請者等の真正性を確保するために、マイナンバー

カード等によりまして本人確認を行うことを予定しておりますし、不正な手段によって登録などを受けていた場合の登録の取消しのほか、必要な罰則などを盛り込んでいるところでございます。

それから、無人航空機の登録に当たって、大変膨大な数の無人航空機が対象になると見込まれることから、円滑かつ迅速な登録実施の観点から

行うことと想定をしております。

ただし、登録の申請に当たりましては、無人航

空機の写真など必要な資料の提出を求めることができることとしております。また、所有者や使用者に対して、実機の確認を含む立入検査や報告徵収を行うことができる旨の規定も盛り込んでおりまして、これらを通じて機体情報の真正性を確認してまいりたいと考えております。

○浅野委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、最後にちょっと大臣に質問した

とかドローン規制について、もう本当に日々変化が起っています。より柔軟な対応をお願いして、質問を終わらいたいと思います。

○土井委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川委員 野党共同会派、立国社の谷田川元です。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうは後ほど航空産業に対する支援について質問いたしますが、これは、大企業を優遇するんじゃないかという国民の批判を受けないために

も、やはり今、私の地元千葉県も緊急事態宣言の地域に指定されました。休業要請と補償をセツトにすべきだ、これは全国知事会も緊急提言でやつております。そういう要請に応えるとともに、やはり、困っている国民にしっかりと現金給付がなされる、こういうことが行われてこそ初めて私は航空産業に対する支援というのが國民から理解されると思いつた。そのため、ぜひ大臣、そういう認識を共有していただきたい、そのことを要望したいと思います。

そこで、まず成田空港について質問をさせていただきます。

まさに今、成田空港も、昭和五十三年、一九七八年の開港ですけれども、それ以来、一番の危機だと言つても過言ではないと思います。

まことに、成田空港も、昭和五十三年、一九七八年の開港ですけれども、それ以来、一番の危機だと言つても過言ではないと思います。

四年十二日からB滑走路を閉鎖することになりました。これは、一月末に大臣から許可がおりました。これは、三本目の滑走路等の機能強化策に対する影響があった三本目の滑走路等の機能強化策に対する影響があるんじゃないかな、そういう心配をする関係者もいますので、改めて大臣、この成田空港の機能強化策は予定どおり進めていくという決意をおつしやつていただきたいと思います。

○赤羽国務大臣 現在、新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大に伴いまして、成田空港だけではなくて、全ての航空業界、大変厳しい状況にあります。特に成田空港は、B滑走路を一時閉鎖する

いう状況にあることは十分承知をしておりますが、これは中長期的に見て、成田空港が日本を代表する国際空港であり、その機能を強化しなければいけないというのはいささかも変わつておりますので、既存のB滑走路の延伸ですとかC滑走路の新設等、予定しているものは、これは目標も、発着容量を年間五十万回にするというふうに掲げておりますので、着実にしっかりと進めてまいりたい、こう考えております。

○谷田川委員 ありがとうございます。

今、コロナウイルス問題が喫緊の課題ですから、すぐには難しいと思いますけれども、大臣、この問題が一段落したら、ぜひ成田空港を現地視察していただきたいということを要望したいと思うんです。特に騒音の問題、あるいは過去の成田空港の歴史ですね、警官の方が三人殉職された、そういう事実もございます。それから、機能強化に関して、三本目の滑走路を新設するに当たって移転の問題等もありますので、ぜひ、現地の声を聞くためにも、成田空港の視察をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○谷田川委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤羽国務大臣 もちろん、国会の状況が許せば、しっかりと実施をしたいと思っております。

○谷田川委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤羽国務大臣 それは、お手元に紙が配られていると思います。

○谷田川委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたしました。

三月二十六日に国際航空運送協会、IATAが、非常にこれは世界的な感染拡大で旅行需要が急減するので、ぜひG20の首脳に支援をしてもらいたいと、業界全体で二千億ドル、約二十二兆円、そういう資金不足に陥るので、早期の支援実行をG20の政府に求めたんですね。

そのIATAの要請の前に、もう既にスウェーデン、デンマーク、あるいはオーストラリアなんかは、この表にあるような支援を表明しておりまして、アメリカは、IATAの要請に呼応する形で、何と五百億ドル、約五兆四千億円、そのうち